

つよき」 拙寺ハ瓦壺ツ落ずかへ壺ケ所破損  
いたさず無事実ニ神仏の加護力なり 去リ乍ラ兩村之  
内ニ而ハ人壺人も損シ申サズ仕合の事也 府内乙津鶴  
崎邊ハ余程人もそんし候よしニ承り申候 右十日余り  
の事 中々筆紙ニ盡シ難シ万か一相記置也

二安政五戊午年五月廿五日晴天 辰之中刻山谷鳴動シ大  
地震三日四日引続き来ル 然ル処諸方大混雜別而別府  
之方動之強く候へハ 皆々拙寺境内始諸方へにげ行そ  
ふぞふ敷事ニ候 拙寺菜園ニ小屋掛ケ出来 尤も別府  
米屋清左衛門 府内屋太郎兵衛 日野屋玄八ハ濱脇庄  
屋其外向ば田邊之者多分小屋掛ケいたし候 若松屋隱  
居是ハ天口海亭ニ寄寓 其余姓名相記し申サズ候 同  
日未之刻頃夕立雨来内外大混雜 其後半晴半曇 辰之  
刻ヨリ相替ラズ時々山谷鳴動皆々大心配 先年寅年大  
地震ニ相替ラズ天災恐敷事候 夜分寺内兩戸明けはな  
し守夜專一二申付候 夜分雨晴レ候得共地鳴ハ折々相  
休マズ誠ニ不安心之事ニ御座候 廿六日曇天相替ラズ  
地震動仕候 夜分戌之中刻大壺ツ来皆々驚動 廿七日

晴天卯之上刻大地震壺ツ来 巳之中刻又候大壺ツ来  
夫ヨリ皆々大そふとふ追々荷物ナト寺内え持込小屋掛  
ケ出来いたし候 其後地震も段々軽く相成晦日小屋引  
拂ニ相成申候 去リ乍ラ少し宛折々鳴動相休マズ候ニ  
付 六月五日より朝見八幡宮ニおゐて鶴見権現へ祈祷  
神樂修行 同七日鶴見嶽於権現社祈祷満散 右二付六  
ヶ村寺院も萬民安穩之ため於社中読経祈願致呉候様村  
方庄屋方ヨリ頼ミコレ有り候付 七日早朝ヨリ署中厭  
わず登山 理趣分壺座真読祈念いたし候 尤も弁当  
銘々持来先方ニ而為神酒壺杯コレ有り候 右之義一統  
俗説ニ 此度之地震を鶴見嶽之荒と申候為祈願如此  
其感應か其ヨリ鳴動不致候

古文書解説

## 明治初年の農民蜂起

御一新新運上御断り



農民の「御一新」への最大の期待は、年貢の軽減であ

った。明治政府が発足して間もなく、新政府への期待をこめて、各地で集会が行なわれ、それが一揆となって暴発した。郷土でもその例にもれず、明治三年十一月、総勢二万の農民が日田で蜂起した「竹鎗騒動」をピークに、その前後各地で一揆が起こり、村役人や諸藩の藩兵をキリキリ舞いさせた。

俗にいう「竹鎗騒動」とは、隣藩の熊本藩が雑税を免除したのに対して、逆に日田県では大豆の貢租（雑税）を増加したため、憤慨した日田、玖珠両郡の農民が竹鎗を携えて日田県庁のある日田に乱入し、制止に向かった大属高橋敬一（元亀川庄屋）を刺し殺した騒動のことである、この一揆は諸藩の藩兵により鎮圧されたが、一時県庁の膝元が無政府状態に陥る混乱を引き起こした。

この「竹鎗騒動」の影響を受け、同年十二月に政府領の大分郡庄内、狭間一帯に一揆が起こった。これは、府内藩に熊本藩なみに、雑税と庄屋・組頭の廃止を要求するもので、庄屋や豪商を襲いながら府内城下に押し掛けた。府内藩は一揆の勢い圧されて、政府に相談なく要求を呑んだ。このため、権少参事は後に処罰された。この

時、府内藩が発砲したので、十九人の死者と九人の負傷者がでた。

府内藩が一揆の要求を呑んだという情報をえた、旧府内藩で日田県に編入された庄内地方の六カ村が、同じ直入郡の十二カ村を巻きこみ、十二月十六日、日田県支庁のある別府になだれ込んだ。

今回、解読の史料とした文書は、当時南鉄輪庄屋佐藤氏の「庄屋役宅日歴」十二月十六日の記述の抄である。

結局、山形少参事は独断で熊本、府内藩と同様の雑税免除を約させられた。しかし、一揆は鎮圧に駆け付けた日出、府内、岡などの藩兵に解散させられ首謀者が処刑された。この日暦の十七日以降の記述を略述すれば、雑税免除の書付けを加藤少属が一村ごとに書き与えたことや、小浦・小坂および別府の村々の小前（百姓）のなかで加担したものがあること。首謀者は後藤順平であること。油布院と別府の北組・南組の与頭が一緒になって順平とのあいだで激論をたたかわせ、庄内組が孤立したこと。順平が召し捕えられて拷問にあったこと。別府の村々が一揆に関する報告書を提出したことなどが書かれ

ている。

余談であるが、明治初年の一揆は、いかにも明治らしい要求がある。

一牛を役人において屠殺せざることを。

(明らかに食肉の流行に對する農民たちの反発のあらわれであろう。)

・あわれなるかなジャンギリ頭

よそのべべきて牛を食べ”

一神仏の崇敬これまでどうりのこと。

(神佛分離政策に反對する素朴な民衆の感情を知ることができ。)

一久住山の硫黄採集停止のこと。

(久住山の硫黄を取ると山が荒れて天変地異が起るといふ俗信から、殖産重視政策に一矢をむくいている。)

なかでも傑作は、玖珠郡の山下村騒動である。徴兵令の論告に「西人これを称して血税という。その生き血をもつて國に報ず……」を誤解し、生肝を取る徴兵令をおそ

れて、村社であるお伊勢様に集まり、お神酒を供え徴兵令の取り消しのお百度踏んで祈願したという。徴兵は、まさに血税そのものであり、彼等を笑う者の方が間違っているのかもしれない。

「一今夕庄内組百姓一揆大勢 油布院筋ヨリ立石村江押出し河原江屯し 夫ヨリ中石垣始メ劫かし たいまつを点し太鼓を打 既二平田・亀川ニ及び候二付  
某夜中別府出勤人足美代次・伊八召連行 御役所へ罷出會所ニ立寄 會所高橋新治殿最早帰村ニ而幸嶋退蔵而已留主居致罷在候 山形少参事ハ野口日暮の庵迄出張ニ付 立寄御挨拶申上 暁帰村 其後小坂・小浦邊迄も劫し候ニ付 同方ヨリも小前立出別府へ右逆黨押寄せ候ニ付 某人足長六召連直二別府へ出張 會所ニ幸嶋一同滞動 追々逆黨(十六日八ツ時分)山形少参事へ傷付候ニ付御帰局 逆黨ハ如潮市中ニ入来る 悞屋・米や・豊後や・丸屋杯各(逆黨へ)飯酒出し 筆二も難尽有様なり 市中は逆黨横行春楼肅然藝妓色を失ひ 老幼震懼れ候事言語同断なり 今晚(十六日夜なり)御役所ハ皆々潰

一今夕は月照る如く授大勢の御院為と云々相に押出—酒東ん氏に文上  
 中夜寝候に却りしたるありと云々—大波を舟に渡りて舟のりて舟のりて舟  
 某秋中子府出候へる是は夜候得に舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟  
 今来に橋打候と云々舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟  
 中事事に船名日等り候と云々舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟  
 後中候も浦迄と云々却—に有り方々も中事事に舟のりて舟のりて舟のりて舟  
 家也に有某—に長上り民連出と云々舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟  
 逆意山形舟等と云々舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟  
 後九平也舟等や丸丸と云々舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟  
 逆意後河舟等舟等舟等舟等舟等舟等舟等舟等舟等舟等舟等舟等舟等舟等舟等舟  
 舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟  
 舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟のりて舟